

遺伝子組換え植物の輸出入に関して

京大生命科学研究科 佐藤 文彦・伊福 健太郎

昨年、遺伝子組換え植物の種子の海外とのやり取りに関して、nazuna で活発な議論が行われたことがありました。これを機会に、一度遺伝子組換え植物の輸出入に関して正しいやり方を学会通信にまとめていただこうと、京都大学の佐藤文彦先生に執筆をお願いいたしました。（庶務幹事）

学会通信を読まれる方の多くが遺伝子組換え体を利用し実験しておられると思います。自作することもあります。国内外の研究者から分与していただくことも多いかとおもいます。今さら改めて申し上げるまでもなく、遺伝子組換え体の移動に関しては、カルタヘナ法への対応が必要で、海外との植物の移動に関しては、カルタヘナ法のみならず、植物防疫法を遵守することが求められます。また、各機関における組換え DNA 実験を管理する安全委員会の承認や、相手先との素材譲渡同意書 (MTA) のやり取りも必要になります。後者は各々の所属機関で異なると思われるので、本稿では前者に関して、我々研究者が遵守すべき点について、おさらいをしてみたいと思います。

1. 植物防疫法への対応

1.1 輸入

遺伝子の組換え体、非組組換え体を問わず、海外から植物を輸入する場合は、輸入時に植物防疫所において植物検疫を受ける必要があります。

また、植物には植物防疫法に基づき日本への輸入が禁止されているものがありますので注意が必要です。ただし、輸入禁止対象の植物であっても、試験研究用等の目的をもって農林水産大臣の許可をえて輸入する事ができる制度があります。

輸入禁止品に該当しない植物を輸入する場合、事前に輸出国において植物検疫機関の検査を受け、当該機関が発行する植物検疫証明書 (Phytosanitary certificate) を取得し、植物に添付して輸入することができます。

以下、植物検疫上の検査手続き等についての概略を説明しますが、我々も専門家ではありませんので、詳しくは植物防疫所のホームページ (<http://www.maff.go.jp/pps>) を参照するか、直接近くの植物防疫所にお尋ねください。丁寧に対応していただけたと思います。

1.1.1 植物防疫法で輸入が禁止されているもの

植物等が日本へ持ち込めるかどうかは、植物種だけでなく、輸入国 (地域を含む) によって異なるため、同じ植物であっても、国・地域が異なれば輸入禁止の対象となります。例をあげますと、「いねもみ」は韓国、台湾からは輸入できますが、その他の地域からは輸入できません。さらに、検疫病害虫そのもの、植物に寄生する植物 (ネナシカズラ等)、土及び土の付着する植物も輸入が禁

止されています。研究に用いたい植物が輸入できるかどうかは、植物防疫所のホームページ内の「輸出入条件に関するデータベース」の簡易検索を利用することでほとんどの場合判断することが可能です。

また、輸入禁止品であっても、試験研究機関、博物館等において試験研究や展示用など限られた目的をもって使用する場合は、農林水産大臣の許可を受けて、一定の条件のもとに輸入することができます。具体的には、輸入禁止品輸入許可申請書を植物防疫所に提出し、申請内容の審査、保管管理場所の実地調査等を含む植物検疫上の所定の手続きを完了した上で、輸入許可を取得し、輸入許可証票の交付を受けます。実際に植物を郵便等で輸入する場合には、まず交付された輸入許可証票を輸出国先に送付し、植物の梱包に輸入許可証票を貼付した上で植物防疫所気付にして送付します。以後日本での受取りの過程においても、許可条件に基づく手続きが必要となりますので、詳しくは個別に植物防疫所の指示に従ってください。

1.1.2 輸入時に検査が必要なもの

輸入禁止品に該当しない植物は、輸入時に検疫病害虫が付着していないかどうかを確認するための検査が必要になり、検査に合格すれば国内に持ち込むことができます。

輸入方法によって、植物防疫所での検査手続き等が若干異なりますので、輸入方法別に以下のとおり説明します。

①郵便で輸入する場合

植物防疫所へ検査申請は必要ありません。「小包郵便物」又は「小型包装物」で輸入し、梱包の外装に「植物在中」であることを明記するとともに、輸出国で取得した「植物検疫証明書」を梱包の外装に貼付して送付して下さい。外国郵便物の通関手続きを行う郵便事業株式会社で事業所職員立ち会いの下、植物防疫官が輸入検査を行います。

検査に合格した郵便物は外装に「植物検査合格証印」が押印されます。万が一、押印されていない場合は、輸入検査が行われないうまま配達されたものですので、最寄りの植物防疫所に連絡し、輸入検査を受けて下さい。

なお、植物防疫法で輸入禁止品としている「いねもみ」などを「輸入禁止品に関する農林水産大臣の輸入許可」により輸入する場合は、植物防疫所気付にする必要があります。

②「小口貨物 (国際宅配便)」として輸入する場合

国際宅配便として輸入する場合は、梱包の外装に「植物在中」であることを表記し、輸出国で取得した「植物検疫証明書」を梱包の外装に貼付して送付して下さい。輸入時の検査は、税関検査の前に、植物防疫官が通関代理店担当者立ち会いのもとで梱包を開封し、検査を行っています。ただし、宅配便会社の運送約款で、植物を取り扱わないと規定している社がありますので、注意が必要です (項目3参照)。

③「貨物」として輸入する場合

貨物が到着した空港、海港において、税関検査の前に植物防疫所の検査を受けます。その際、植物とともに、輸出国で取得した「植物検疫証明書」を提出します。また、1つの貨物に複数の品目や品種がある場合は、詳細がわかる書類（インボイス、パッキングリスト等）を提出する必要があります。なお、検査申請は輸入者自身が行うことができますが、通関代理店に委任することも可能です（この場合、通関業者に対しては委任状、及び手数料が必要になります）。

④「携帯品」として輸入する場合

入国時の空港で、税関検査の前に植物検疫カウンターで検査を受けます。その際、植物とともに、輸出国で取得した「植物検疫証明書」を提出します。

以上のように、輸入にあたっては、植物検疫証明書の添付が望まれています。少なくとも空港の植物検疫カウンターで直接検査を受け、検査に合格すれば輸入することは可能です（佐藤文責）。

1.2 輸出

植物を輸出する際には、相手国の法律に従うのが基本です。諸外国は、日本から輸出される植物について種類によってはその持ち込みを禁止したり、持ち込みにあたって栽培中に検査を行うことや輸出前に消毒を行うことなど一定の条件を課しています。これらの情報は国又は地域によって異なりますので、現地輸入者を通じて相手国植物検疫機関への確認が必要です。なお、主要国の情報については植物防疫所のホームページに記載されています（<http://www.maff.go.jp/pps/j/search/detail.html>）。

なお、日本の植物防疫所で、検査の申請があった植物について、相手国の植物検疫要求に従って検査を行い、相手国の要求に合致していることを確認した場合は、「植物検査合格証明書」が発給されます。

研究用の試料の場合、相手国が植物検査合格証明書を要求しない場合もありますので、輸入者側とよく関係手続きを確認して下さい。

2. カルタヘナ条約への対応

さて、ここまでの植物防疫法への対応ですが、これに加えて、遺伝子組換え体の場合、カルタヘナ条約への対応が必要となります。相手が条約締結国の場合、組換え体を輸出する際は、相手先に対して組換え体に関する情報提供をメールや書面等で行った上で、遺伝子組換え生物が含まれる包装・容器・送り状のいずれかに、規則に定める様式（規則 様式第 12 第 37 条第 1 号関係、http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/06032814/032.htm）により、使用等の態様等の事項を表示して輸出する必要があります。また、こちらが輸入側である場合には、相手側に同様の手順

をお願いすることになります。また、遺伝子組換え体の第一種使用を考えている場合は、事前に主務大臣への申請と認可が必要となります。これに関しては、ここでは詳しく述べませんが、所定の手続きを必ず踏むようにして下さい。

3. 運送業者

最近（2008年夏）、Fedex や DHL などの運送業者は、海外から、もしくは海外むけの植物（種子も含む）の荷受けを全面的に拒否する方針になりました。従って、現状では、通常の郵便物として輸出入することが多くなると考えられます。EMS は、少なくとも日本からの輸出に際して種子は荷受けしてくれるようです。

ちなみに ABRC は「植物検疫証明書」をつけた上で、US postal service express mail で送ってくれます。また、現時点では「植物検疫証明書」の発行手数料も請求しないとのことです（2008 年 11 月現在）。

4. おわりに

研究者の多くにとって、植物検疫やカルタヘナ法はなじみの少ないものかもしれません。また、対象とする植物種が作物ではないシロイヌナズナだから大丈夫だという思いもあるかもしれませんが、しかし、遺伝子組換え植物への社会的な関心は高まっており、また植物防疫法の観点からも、研究者コミュニティとして法の遵守を明確にしておくことは非常に重要であると思われます。植物防疫法への対応は主に輸入者側の手続きが中心となり、逆にカルタヘナ法への対応は輸出者側に情報提供等の義務があります。従って、遺伝子組換え植物の輸出入に際しては、事前に輸出側と輸入側で密な情報交換と相互理解が必要です。本稿が皆様の円滑な研究の一助になれば幸いです。

（参考）研究用シロイヌナズナ種子を輸出入する際の主な注意点

1. シロイヌナズナ組換え体種子を輸入する場合

- ☐ 各研究機関において組換え体受け入れに必要な申請は済んでいるか？
- ☐ 相手先から、メールや文書で組換え体に関する情報提供を受けたか？
- ☐ 相手先に植物検疫証明書の発行と貼付を依頼したか？
- ☐ 受け入れと管理の体制は整備されているか？

2. シロイヌナズナ組換え体種子を輸出する場合

- ☐ 所属機関の承認は受けたか（MTA の締結等を含む）？
- ☐ 相手先への情報提供と受け入れ体制の確認は済ませたか？
- ☐ 送付に際して、「植物検疫証明書」や情報提供書等の組換え体の内容に関する書類を添付したか？